

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月5日
【計算期間】	第1期（自 2020年6月8日 至 2020年12月7日）
【ファンド名】	先進国リスクターゲットファンド
【発行者名】	T & D アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪 井 親 弘
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式		グローバル	
一般		(日本を含む)	
大型株	年1回	日本	あり
中小型株	年2回	北米	(部分ヘッジ)
債券	年4回	欧州	
一般	年6回	アジア	
公債	(隔月)	アセアニア	なし
社債	年12回	中南米	
その他債券	(毎月)	アフリカ	
クレジット属性	日々	中近東(中東)	
不動産投信	その他	エマージング	
その他資産			
資産複合			

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

債券・社債

目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- 1 実質的に、先進国の株式、債券、為替に分散投資します。**
 - ・主としてBNP Paribas Issuance B.V. が発行する円建債券（以下「担保付円建債券」ということがあります。）への投資を通じて、実質的に先進国の株式、債券、為替に分散投資します。
 - ・先進国の株式、債券、為替とは、日本、米国およびドイツの株価指数先物、日本、米国およびドイツの国債先物ならびに米ドル円およびユーロ米ドルの為替フォワードをいいます。
- 2 目標リスク水準を年率5%としながら、安定的なリターンの獲得を目指します。**
 - ・担保付円建債券は、マルチアセット戦略を用いた円建の指数であるBNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数（以下「当該指数」といいます。）に実質的に投資した場合の投資成果の獲得を目指します。
 - ・当該指数は、実質的な投資対象である先進国の株式、債券、為替の各期待リターンを推計し、目標リスク水準年率5%のもとで最も期待リターンが高いポートフォリオ（以下「最適ポートフォリオ」といいます。）を構築します。
- 3 実質的な資産配分および組入比率を日次で見直します。**
 - ・最適ポートフォリオの実現リスクを計測し、目標リスク水準年率5%のもと、日次で各投資対象資産への実質的な投資比率の見直しを行います。
 - ・市場環境に応じて実質的な投資対象資産の売建も行います。

【実質的な投資対象資産】

資産クラス	地域	資産	投資制限比率	
			下限	上限
株式	日本 	日経平均先物指数	-30%	30%
	米国 	S&P500先物指数	-30%	30%
	ドイツ 	DAX先物指数	-30%	30%
債券	日本 	日本10年国債先物指数	-30%	30%
	米国 	米国10年国債先物指数	-60%	60%
	ドイツ 	ドイツ10年国債先物指数	-60%	60%
為替	米ドル円 	1ヵ月もの米ドル円為替フォワード	-15%	15%
	ユーロ米ドル 	1ヵ月ものユーロ米ドル為替フォワード	-15%	15%
合計			0%	200%

- 4 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。**
 - ・年2回（原則として毎年6月および12月の5日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドの仕組み

BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数に実質的に投資し、投資成果の獲得を目指します。



※担保付円建債券には、委託会社が適格とみなす担保が差し入れられ、発行体の信用リスクに対して価値が保全されます。ただし、担保付円建債券の価値の保全を完全に保証するものではありません。

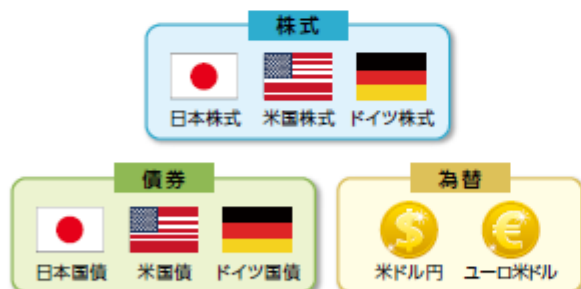
最適ポートフォリオ

BNPパリバのマルチアセット戦略とは

BNPパリバ・マルチアセット・ グローバルJPY5指数

先進国の株式、債券、為替を日次でリバランスし、目標リスク水準年率5%のもとでリターンを獲得を目指す指数です。

投資対象資産

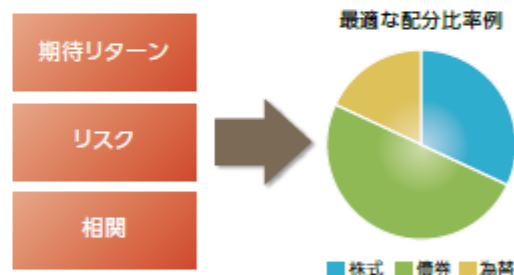


投資対象資産
(株式、債券、為替)



日次で投資配分
比率を調整

最適な配分比率例



リスク水準が
年率5%となるように
日々調整

【BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数について】

BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数(以下、当指数)はBNPパリバ(以下、指数スポンサー)の独占的な財産です。本資料に含まれる当指数の情報は一般的な参考のみを目的とし、指数スポンサー及びそのグループ会社(以下、指数スポンサー等といいます。))は、購入や投資の提案、推奨をするものではありません。

指数スポンサー等は、当指数の構成、計算、公開、調整、当指数に含まれるデータまたはその基礎となるいかなるデータについても、その正確性または完全性(計算上の過誤、脱漏または中断等を含む)を保証するものではありません。指数スポンサー等は、当指数の使用による結果について保証するものではなく、加えて、当指数およびそのデータの特定の目的における使用または利用について、当指数の商品性または適合性の一切を保証するものではありません。

指数スポンサー等は本資料の内容について、なんら責任を負うものでも正確性及び完全性を保証するものでもなく、発生したいかなる損害等についても、明示的に免責されます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

BNPパリバについて

BNPパリバは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。グループの最も古い前身は1848年に設立された国立パリ割引銀行（のちのパリ国立銀行 Banque Nationale de Paris (BNP)）であり、現在は世界71の国と地域に19万8千人を超える従業員を擁する欧州を代表するグローバルな金融グループです。

日本でも長期にわたり、深い知識と揺るぎない実績を蓄積し、日本市場に根差した外資系金融機関としての地位を築いてきました。

BNPパリバと日本との関わりは、今から150年以上前の幕末まで遡ります。慶応3年（1867年）、国立パリ割引銀行が横浜支店を開業、明治40年（1907年）には、投資銀行のパリバ（のちにBNPと合併）が日本政府による欧州市場での外債発行に参画しました。



BNP PARIBAS

BNPパリバ概要

所在地：フランス、パリ

総資産：322兆2,832億円※（2兆5,955億ユーロ）

※2020年9月末時点。1ユーロ＝124.17円換算

**AsiaRisk
Awards
2019**

BNP Paribas
Derivatives house
of the year
Japan

BNPパリバの主なビジネス

国内市場事業
フランス リテールバンキング等

国際金融サービス事業
海外 リテールバンキング等

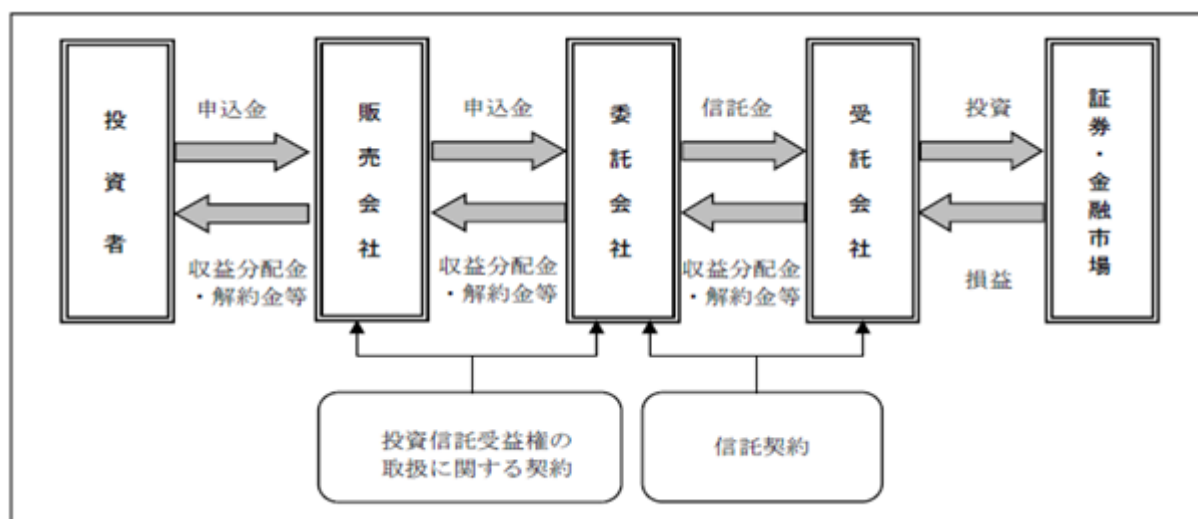
ホールセールバンキング事業
コーポレートバンキング等

（２）【ファンドの沿革】

2020年6月8日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & D アセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

（１）信託約款の届出

- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2020年12月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & D アセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2020年12月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主としてBNP Paribas Issuance B.V.が発行する円建債券（以下「担保付円建債券」ということがあります。）に投資します。

担保付円建債券の組入比率は、高位とすることを基本とします。

担保付円建債券は、マルチアセット戦略を用いた円建の指数であるBNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数（以下、「当該指数」といいます。）に実質的に投資した場合の投資成果の獲得を目指します。

当該指数の実質的な投資対象は、日本、米国およびドイツの株価指数先物、日本、米国、およびドイツの国債先物ならびに米ドル円およびユーロ米ドルの為替フォワードです。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

主としてBNP Paribas Issuance B.V.が発行する円建債券に投資を行います。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（１）有価証券

（２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

（３）金銭債権

（４）約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

（１）為替手形

信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（１）転換社債の転換または新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書

（２）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

（３）コマーシャル・ペーパー

（４）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

（５）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

（６）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

（７）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

（８）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

（９）外国法人が発行する譲渡性預金証書

（１０）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)の証券または証書および(4)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)の証券および(4)の証券または証書のうち(2)の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(6)および(7)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

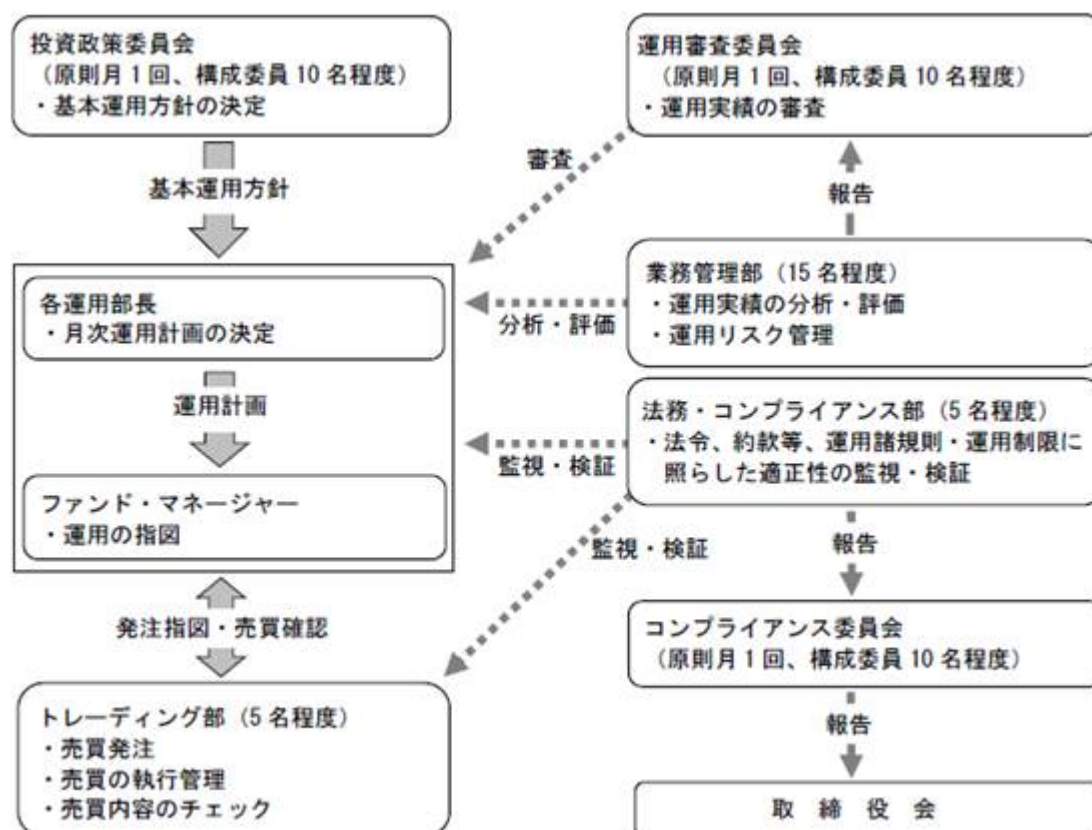
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2020年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として6月、12月の各5日（ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。なお、初回決算日は2020年12月7日です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

担保付円建債券への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款の範囲で行います。

外貨建資産への直接投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 換金に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または換金代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、換金代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

価格変動リスク

担保付円建債券への投資成果は、マルチアセット戦略のパフォーマンスに基づいて算出されるため、マイナスのパフォーマンスとなった場合には担保付円建債券の価格も下落します。株式、債券、為替等を原資産とする先物取引等の価格は、原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。なお、実質的な投資対象とするマルチアセット戦略においては、先物取引等のロング・ポジションまたはショート・ポジションを構築することによって収益の獲得を目指すため、投資市場の上昇が必ずしも収益の要因とはなりません。先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いたことによる損失の発生は、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

ファンドは、BNP Paribas Issuance B.V.が発行する担保付円建債券に投資します。担保付円建債券には担保が差し入れられますが、担保付円建債券の価値を完全に保全するものではないため、BNP Paribas Issuance B.V.の信用状況低下や、担保付円建債券における担保資産の価値低下等が、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱、取引規制等のために、取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があり、これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

レバレッジリスク

ファンドが実質的に投資するマルチアセット戦略においては、先物取引等によるレバレッジをかけた取引を行うことがあるため、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いた場合には、レバレッジがかかっている場合と比べて損失が拡大し、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（３）リスクの管理体制

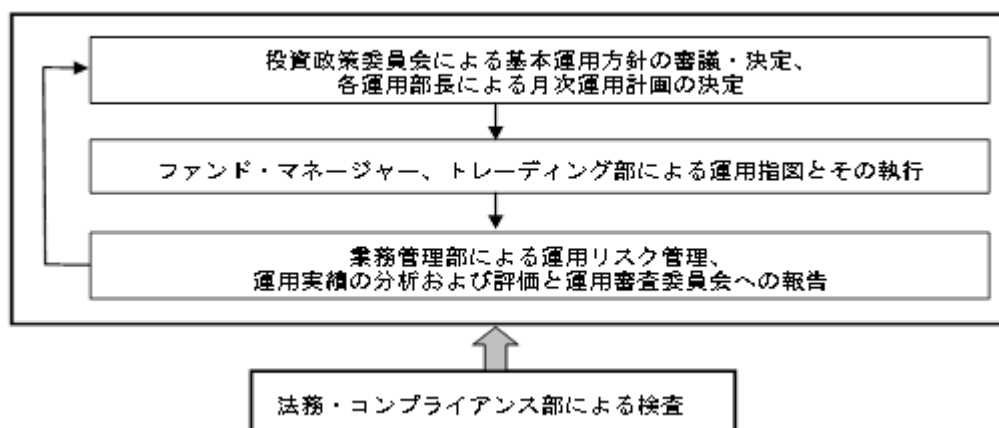
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

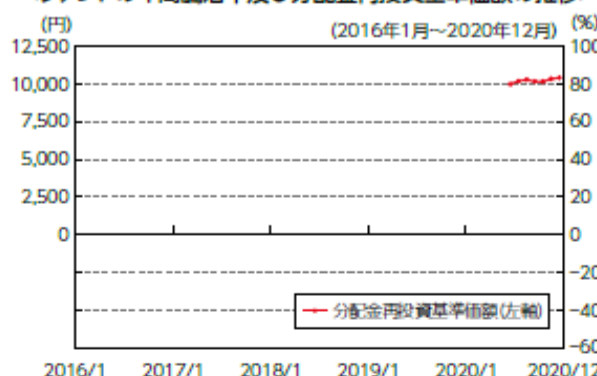


リスクの管理体制は2020年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 参考情報 >

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

< ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 右のグラフは、2016年1月から2020年12月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

* 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 上記の騰落率は2020年12月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

* ファンドは2020年6月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2020年6月末以降のデータをもとに表示しております。なお、ファンドの騰落率につきましては、2020年6月に設定されたため、記載しておりません。

○各資産クラスの指数

- 日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 …… MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

* 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

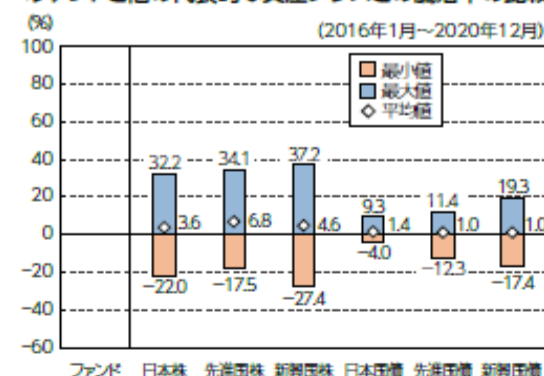
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

< ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

2.2%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.4%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.078%（税抜0.98%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

（税抜・年率）

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.45%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は、日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

ファンドの証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数は、年率0.5%の指数管理費用が差し引かれています。

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

- 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2020年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	22	97.77
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	1	2.23
合計（純資産総額）	-	23	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2020年12月30日現在）

	国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額 （円）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）	クー ポン （％）	償還日
1	オランダ	社債券	BNP PAR IBAS BV MAD5 JUN 2021	21,000,000	104.77 22,002,900	105.63 22,182,300	97.77	0.00	2021.6.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（2020年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
社債券	97.77
合計	97.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2020年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2020年6月末日	18	-	0.9976	-

2020年7月末日	21	-	1.0184	-
2020年8月末日	24	-	1.0271	-
2020年9月末日	23	-	1.0150	-
2020年10月末日	24	-	1.0153	-
2020年11月末日	24	-	1.0315	-
第1期 計算期間 (2020年12月7日現在)	22	22	1.0191	1.0331
2020年12月末日	23	-	1.0256	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2020年12月7日）	0.0140

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2020年6月8日 ～ 2020年12月7日）	3.31

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2020年6月8日 ～ 2020年12月7日）	31,136,766	9,449,273

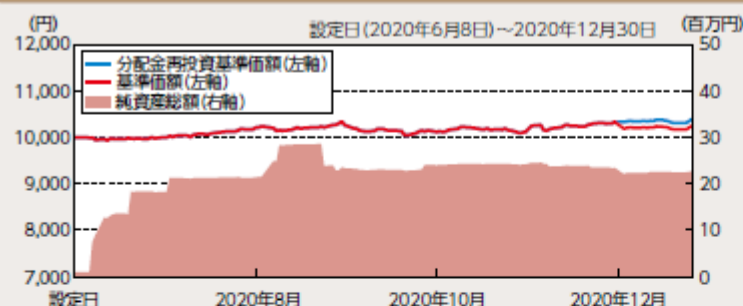
（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) 運用実績

(2020年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算したものです。
 ※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2020年12月	140円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	140円

主要な資産の状況

●投資比率

担保付円建債券	97.8%
現金・預金等	2.2%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

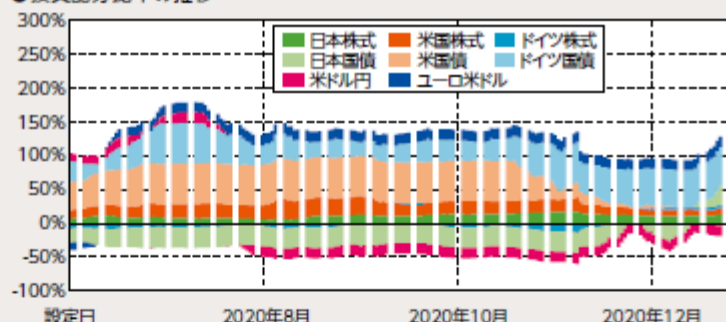
●BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数の状況

担保付円建債券は、マルチアセット戦略を用いた円建の指数であるBNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数に実質的に投資した場合の投資成果の獲得を目指します。

●投資配分比率

種類	比率
日本株式	13.2%
米国株式	10.1%
ドイツ株式	7.5%
日本国債	18.3%
米国債	-3.1%
ドイツ国債	59.7%
米ドル円	-14.9%
ユーロ米ドル	14.9%
合計	105.8%

●投資配分比率の推移



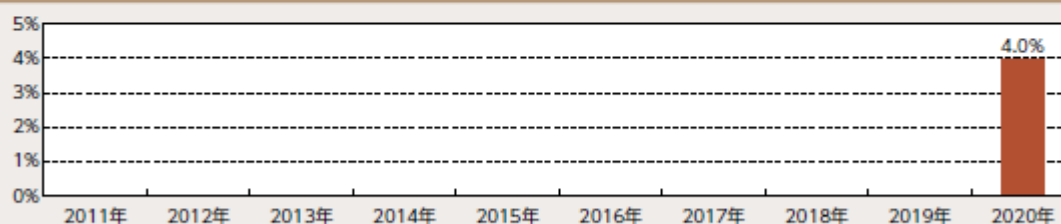
※基準価額への反映を考慮して1営業日前の数値を表示しております。

※プラスの表示は買建（ロング）ポジション、マイナスの表示は売建（ショート）ポジションを示しています。為替については、例えば、米ドル円がプラスに表示されている場合、米ドル買い円売りのポジションであることを示しています。逆にマイナスに表示されている場合、米ドル売り円買いのポジションであることを示しています。

※BNPパリバより入手したデータをもとに作成しております。

※投資配分比率の推移グラフの設定日には、当ファンドが債券を組み入れた日の前営業日の比率を表示しております。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2020年は設定日(6月8日)から年末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、継続申込期間において、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入の申込を受付けないものとします。

申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・大阪取引所の休業日の前営業日
- ・Eurex取引所の休業日の前営業日
- ・シカゴ・マーカントイル取引所の休業日の前営業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日の前営業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた担保付円建債券の換金ができなくなったとき、BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数の算出が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.4%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた担保付円建債券の換金ができなくなったとき、BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数の算出が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に、換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れた担保付円建債券の換金ができなくなったとき、BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数の算出が停止されたとき、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・ 公社債等 ： a . 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 b . 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 c . 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasasset.co.jp/>

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2030年6月5日までですが、後述「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月6日から12月5日まで、および12月6日から翌年6月5日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、初回の計算期間は信託契約締結日から2020年12月7日までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了

a．ファンドの繰上償還

- （１）委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数に重大な変更があったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （２）委託者は、BNPパリバ・マルチアセット・グローバルJPY5指数の算出が中止されたとき、投資対象とする担保付円建債券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （３）委託会社は、（１）の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- （４）（３）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （５）（３）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- （６）（３）から（５）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび（２）の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、（３）から（５）までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

- b．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

2．当ファンドは、第1期計算期間(2020年6月8日から2020年12月7日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

先進国リスクターゲットファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (2020年12月7日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,779,853
社債券	20,952,000
未収入金	1,043,400
流動資産合計	23,775,253
資産合計	23,775,253
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	303,624
未払解約金	1,249,576
未払受託者報酬	3,636
未払委託者報酬	114,912
未払利息	3
その他未払費用	1,634
流動負債合計	1,673,385
負債合計	1,673,385
純資産の部	
元本等	
元本	21,687,493
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	414,375
(分配準備積立金)	301,974
元本等合計	22,101,868
純資産合計	22,101,868
負債純資産合計	23,775,253

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 （自 2020年6月8日 至 2020年12月7日）
営業収益	
有価証券売買等損益	993,900
営業収益合計	993,900
営業費用	
支払利息	583
受託者報酬	3,636
委託者報酬	114,912
その他費用	129,491
営業費用合計	248,622
営業利益	745,278
経常利益	745,278
当期純利益	745,278
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	140,120
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	146,183
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	146,183
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,342
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,342
分配金	303,624
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	414,375

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額で評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 （2020年12月7日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	21,687,493口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0191円
（1万口当たり純資産額	10,191円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別	第1期 （自 2020年6月8日 至 2020年12月7日）
分配金の計算過程		計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、 費用控除後有価証券売買等損益（605,598円）、収益調 整金（112,729円）、及び分配準備積立金（0円）より、 分配対象収益は718,327円（1万口当たり331円）であ り、うち303,624円（1万口当たり140円）を分配金額と しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 （自 2020年6月8日 至 2020年12月7日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法 律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委 託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に 従い、投資として運用することを目的としておりま す。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリス ク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等 の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳 細については、（その他の注記）2 有価証券関係に 記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リス ク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクな どがあります。

3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2020年12月7日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	社債券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 (自 2020年6月8日 至 2020年12月7日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別	第1期 (自 2020年6月8日 至 2020年12月7日)
項 目	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	31,136,766 円
期中一部解約元本額	9,449,273 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 2020年6月8日 至 2020年12月7日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
社債券	755,700 円
合計	755,700 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 2020年6月8日 至 2020年12月7日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2020年12月7日現在）

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	BNP PARIBAS B VMAD5JUN2021	20,000,000	20,952,000	
合計		20,000,000	20,952,000	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年12月30日現在）

資産総額	22,718,946 円
負債総額	31,468 円
純資産総額（ - ）	22,687,478 円
発行済数量	22,121,426 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0256 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続、取扱場所等
ありません。

2．受益者に対する特典
ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2020年12月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2020年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年12月末日現在、252本であり、その純資産総額の合計は1,151,737百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	131本	566,094百万円
単位型株式投資信託	54本	150,785百万円
単位型公社債投資信託	67本	434,859百万円
合計	252本	1,151,737百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第39期 (2019年 3 月31日現在)		第40期 (2020年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 預金			7,348,860		7,679,360
2 . 前払費用			53,985		56,732
3 . 未収委託者報酬			1,009,736		982,920
4 . 未収運用受託報酬			365,214		424,829
5 . その他			1,920		570
流動資産計			8,779,717		9,144,413
固定資産					
1 . 有形固定資産			133,036		113,011
(1) 建物	1	90,958		81,816	
(2) 器具備品	1	41,793		30,982	
(3) その他	1	283		212	
2 . 無形固定資産			37,002		29,823
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		30,413		25,423	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,725		1,537	
3 . 投資その他の資産			365,068		392,604
(1) 投資有価証券		38,850		52,990	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		111,847		106,554	
(4) 繰延税金資産		193,055		215,746	
(5) 長期前払費用		15,929		11,927	
固定資産計			535,107		535,440
資産合計			9,314,824		9,679,853

有価証券報告書

		第39期 (2019年 3 月31日現在)		第40期 (2020年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			7,592		3,991
2 . 未払金			464,149		503,207
(1) 未払収益分配金		1,579		1,164	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		378,125		372,833	
(4) その他未払金		84,441		129,207	
3 . 未払費用			694,884		703,287
4 . 未払法人税等			21,908		35,287
5 . 未払消費税等			20,619		49,237
6 . 賞与引当金			185,671		216,189
7 . 役員賞与引当金			16,000		18,375
8 . 時効後支払損引当金			-		37,988
流動負債計			1,410,826		1,567,564
固定負債					
1 . 退職給付引当金			422,821		419,613
2 . 役員退職慰労引当金			29,549		30,657
固定負債計			452,370		450,270
負債合計			1,863,196		2,017,835
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			6,074,187		6,285,565
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,761,396		2,972,775	
株主資本計			7,451,855		7,663,233
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価差額金			226		1,215
評価・換算差額等計			226		1,215
純資産合計			7,451,628		7,662,018
負債・純資産合計			9,314,824		9,679,853

（２）【損益計算書】

		第39期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)		第40期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			5,895,209		5,839,865
２．運用受託報酬			1,467,320		1,621,991
営業収益計			7,362,530		7,461,856
営業費用					
１．支払手数料			2,382,490		2,358,262
２．広告宣伝費			1,635		970
３．調査費			2,216,821		2,236,948
(１) 調査費		200,472		160,023	
(２) 委託調査費		1,653,354		1,710,692	
(３) 情報機器関連費		362,017		365,263	
(４) 図書費		977		968	
４．委託計算費			215,420		218,698
５．営業雑経費			97,255		102,606
(１) 通信費		6,885		6,812	
(２) 印刷費		79,705		85,021	
(３) 協会費		7,140		6,591	
(４) 諸会費		3,523		4,181	
営業費用計			4,913,623		4,917,486
一般管理費					
１．給料			1,160,714		1,180,816
(１) 役員報酬		76,554		82,223	
(２) 給料・手当		1,023,188		1,034,250	
(３) 賞与		60,972		64,343	
２．法定福利費			178,435		191,628
３．退職金			2,791		2,456
４．福利厚生費			3,434		4,351
５．交際費			2,118		1,555
６．旅費交通費			13,132		8,454
７．事務委託費			100,555		112,134
８．租税公課			134,442		139,472
９．不動産賃借料			142,217		150,775
１０．退職給付費用			51,166		51,226
１１．役員退職慰労金			-		300
１２．役員退職慰労引当金繰入			5,659		5,708
１３．賞与引当金繰入			185,671		216,189
１４．役員賞与引当金繰入			16,000		18,375
１５．固定資産減価償却費			47,852		41,842
１６．諸経費			71,508		63,433
一般管理費計			2,115,699		2,188,720
営業利益			333,207		355,649

		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			967		994
2. 受取利息			72		80
3. 時効成立分配金・償還金			6,074		415
4. 助成金収入			3,167		1,586
5. 雑収入			62		280
営業外収益計			10,344		3,357
営業外費用					
1. 為替差損			1,504		3,264
2. 時効後支払損引当金繰入			-		37,988
3. 雑損失			70		110
営業外費用計			1,575		41,363
経常利益			341,976		317,643
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			397		108
特別利益計			397		108
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		1,196		4
2. 投資有価証券売却損			508		818
特別損失計			1,704		823
税引前当期純利益			340,668		316,929
法人税、住民税及び事業税			82,154		127,805
法人税等調整額			27,405		22,254
当期純利益			231,108		211,378

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746
当期変動額								
当期純利益						231,108	231,108	231,108
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	231,108	231,108	231,108
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	176	176	7,220,923
当期変動額			
当期純利益			231,108
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	403	403	403
当期変動額合計	403	403	230,704
当期末残高	226	226	7,451,628

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当期変動額								
当期純利益						211,378	211,378	211,378
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	211,378	211,378	211,378
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	226	226	7,451,628
当期変動額			
当期純利益			211,378
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	988	988	988
当期変動額合計	988	988	210,389
当期末残高	1,215	1,215	7,662,018

重要な会計方針**１．有価証券の評価基準及び評価方法****（１）子会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券**時価のあるもの**

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法**（１）有形固定資産**

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 2～15年

その他 8年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準**（１）賞与引当金**

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

（４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（５）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**（１）消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第39期 (2019年3月31日現在)	第40期 (2020年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 45,245千円 器具備品 135,855千円 その他 613千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 54,765千円 器具備品 153,010千円 その他 684千円

（損益計算書関係）

第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 16千円 ソフトウェア仮勘定 1,179千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 4千円

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと。）。

第39期（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,348,860	7,348,860	-
(2) 未収委託者報酬	1,009,736	1,009,736	-
(3) 未収運用受託報酬	365,214	365,214	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	8,650	8,650	-
資産計	8,732,461	8,732,461	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(378,125)	(378,125)	-
その他未払金	(84,441)	(84,441)	-
(2) 未払費用	(694,884)	(694,884)	-
負債計	(1,159,033)	(1,159,033)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
----	----------

非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,348,860	-	-
未収委託者報酬	1,009,736	-	-
未収運用受託報酬	365,214	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	7,421	1,229
合計	8,723,811	7,421	1,229

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,679,360	7,679,360	-
(2) 未収委託者報酬	982,920	982,920	-
(3) 未収運用受託報酬	424,829	424,829	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	22,790	22,790	-
資産計	9,109,899	9,109,899	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,164)	(1,164)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(372,833)	(372,833)	-
其他未払金	(129,207)	(129,207)	-
(2) 未払費用	(703,287)	(703,287)	-
負債計	(1,206,495)	(1,206,495)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200

子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,679,360	-	-
未収委託者報酬	982,920	-	-
未収運用受託報酬	424,829	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	8,759	13,259	771
合計	9,095,869	13,259	771

（有価証券関係）

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は13,584千円であり、売却益の合計額は397千円、売却損の合計額は508千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,124	2,908	215
	小計	3,124	2,908	215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,526	6,068	542
	小計	5,526	6,068	542
合計		8,650	8,976	326

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,360千円であり、売却益の合計額は108千円、売却損の合計額は818千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	8,996	7,762	1,234
	小計	8,996	7,762	1,234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	13,793	16,779	2,985
	小計	13,793	16,779	2,985
合計		22,790	24,541	1,751

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	437,211千円
退職給付費用	39,558千円
退職給付の支払額	53,948千円
退職給付引当金の期末残高	422,821千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

退職給付引当金	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,558千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,608千円
--------------	----------

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	422,821千円
退職給付費用	40,258千円
退職給付の支払額	43,466千円
退職給付引当金の期末残高	419,613千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	419,613千円
----------------	-----------

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 419,613千円

退職給付引当金 419,613千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 419,613千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 40,258千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 10,968千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第39期（2019年3月31日現在）

第40期（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

（単位：千円）

（繰延税金資産）

賞与引当金	56,852	66,197
未払事業税	3,540	7,080
未払社会保険料	9,421	10,994
退職給付引当金	138,515	137,872
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,061	15,061
繰越欠損金	5,430	-
時効後支払損引当金	-	11,632
その他有価証券評価差額金	99	536
その他	12,923	14,835
小計	241,845	264,210
評価性引当額	48,790	48,464
繰延税金資産計	193,055	215,746
繰延税金資産の純額	193,055	215,746

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第39期（2019年3月31日現在）		第40期（2020年3月31日現在）	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	0.7
評価性引当額	1.1	評価性引当額	0.1
その他	0.3	その他	0.5
税効果会計適用後の法人税率の負担率	32.1	税効果会計適用後の法人税率の負担率	33.3

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	------------	-----	---------------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	65,399	未払金	24,677
-----	----------------	--------	---------	------	--------------	---------------	-----------------------	--------	-----	--------

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	99,817	未払金	79,336

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	312,760	未収運用受託報酬	83,648

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会 社	大同生命 保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投 資 顧 問 契 約 の締結	投資顧 問契約 (*1)	398,614	未収運用 受託報酬	110,897

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1）投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,883.72円	1株当たり純資産額	7,078.07円
1株当たり当期純利益	213.49円	1株当たり当期純利益	195.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	231,108	当期純利益（千円）	211,378
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	231,108	普通株式に係る当期純利益（千円）	211,378
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第41期中間会計期間末 (2020年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 . 預金			7,548,119
2 . 前払費用			79,930
3 . 未収委託者報酬			911,232
4 . 未収運用受託報酬			382,735
5 . その他			6,191
流動資産計			8,928,209
固定資産			
1 . 有形固定資産			102,201
(1) 建物	1	77,626	
(2) 器具備品	1	24,388	
(3) その他	1	186	
2 . 無形固定資産			39,801
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		21,332	
(3) ソフトウェア仮勘定		15,606	
3 . 投資その他の資産			346,180
(1) 投資有価証券		39,842	
(2) 関係会社株式		3,264	
(3) 長期差入保証金		103,908	
(4) 繰延税金資産		186,781	
(5) 長期前払費用		12,384	
固定資産計			488,183
資産合計			9,416,392

		第41期中間会計期間末 (2020年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			4,049
2. 未払金			385,452
(1) 未払収益分配金		1,164	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		338,910	
(4) その他未払金		45,376	
3. 未払費用			643,544
4. 未払法人税等			13,277
5. 未払消費税等			26,959
6. 賞与引当金			119,313
7. 役員賞与引当金			9,500
8. 時効後支払損引当金			37,988
流動負債計			1,240,084
固定負債			
1. 退職給付引当金			440,896
2. 役員退職慰労引当金			33,591
固定負債計			474,487
負債合計			1,714,571
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			6,324,546
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		3,011,756	
株主資本計			7,702,214
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			393
評価・換算差額等計			393
純資産合計			7,701,821
負債・純資産合計			9,416,392

(2) 中間損益計算書

		第41期中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1 . 委託者報酬			2,684,613
2 . 運用受託報酬			723,618
営業収益計			3,408,232
営業費用			
1 . 支払手数料			1,039,794
2 . 広告宣伝費			26
3 . 調査費			1,033,963
(1) 調査費		69,511	
(2) 委託調査費		769,407	
(3) 情報機器関連費		194,626	
(4) 図書費		417	
4 . 委託計算費			107,198
5 . 営業雑経費			53,826
(1) 通信費		4,917	
(2) 印刷費		43,284	
(3) 協会費		3,390	
(4) 諸会費		2,234	
営業費用計			2,234,807
一般管理費			
1 . 給料			597,489
(1) 役員報酬		44,137	
(2) 給料・手当		545,793	
(3) 賞与		7,558	
2 . 法定福利費			95,151
3 . 退職金			245
4 . 福利厚生費			2,458
5 . 交際費			75
6 . 寄付金			500
7 . 旅費交通費			8,884
8 . 事務委託費			54,361
9 . 租税公課			70,633
10 . 不動産賃借料			76,337
11 . 退職給付費用			27,382
12 . 役員退職慰労引当金繰入			2,933
13 . 賞与引当金繰入			119,313
14 . 役員賞与引当金繰入			9,500
15 . 固定資産減価償却費	1		16,769
16 . 諸経費			22,861
一般管理費計			1,104,898
営業利益			68,526

		第41期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1．受取配当金			950
2．受取利息			43
3．助成金収入			158
4．雑収入			12
営業外収益計			1,164
営業外費用			
1．為替差損			2,908
2．雑損失			0
営業外費用計			2,908
経常利益			66,782
特別利益			
1．投資有価証券売却益			2
特別利益計			2
特別損失			
1．投資有価証券売却損			1,780
2．関係会社株式評価損			2,121
特別損失計			3,902
税引前中間純利益			62,882
法人税、住民税及び事業税			4,700
法人税等調整額			28,602
中間純利益			38,981

（３）中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233
当中間会計期間 変動額								
中間純利益						38,981	38,981	38,981
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	38,981	38,981	38,981
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,011,756	6,324,546	7,702,214

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	7,662,018
当中間会計期間 変動額			
中間純利益			38,981
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）	821	821	821
当中間会計期間 変動額合計	821	821	39,802
当中間会計期間末 残高	393	393	7,701,821

重要な会計方針

	第41期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)						
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。						
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3～50年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2～15年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	3～50年	器具備品	2～15年	その他	8年
建物	3～50年						
器具備品	2～15年						
その他	8年						
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 時効後支払損引当金 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。						
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。						

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第41期中間会計期間末 (2020年9月30日)

1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
	建物	58,955千円
	器具備品	159,853千円
	その他	710千円
2	消費税等の取扱い	
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第41期中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 11,060千円
	無形固定資産 5,709千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第41期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 （千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,548,119	7,548,119	-
(2) 未収委託者報酬	911,232	911,232	-
(3) 未収運用受託報酬	382,735	382,735	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	9,642	9,642	-
資産計	8,851,729	8,851,729	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,164)	(1,164)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(338,910)	(338,910)	-
その他未払金	(45,376)	(45,376)	-

(2) 未払費用	(643,544)	(643,544)	-
負債計	(1,028,996)	(1,028,996)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券（投資信託）

公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	3,264
合計	33,464

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第41期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,782	3,603	178
	小計	3,782	3,603	178
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,859	6,605	746
	小計	5,859	6,605	746
合計		9,642	10,209	567

（セグメント情報等）

第41期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（1株当たり情報）

第41期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	7,114円84銭
1株当たり中間純利益	36円01銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	38,981
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	38,981
期中平均株式数(千株)	1,082

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 342,037百万円（2020年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

株式会社日本カストディ銀行

- ・ 資本金の額 51,000百万円（2020年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (2020年9月末日現在)	事業の内容
株式会社S B I証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a．信託財産の保管・管理・計算
- b．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a．受益権の募集・販売の取扱い
- b．受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d．目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2020年12月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

羽柴 則央

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊藤 雅人

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適

切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国リスクターゲットファンドの2020年6月8日から2020年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国リスクターゲットファンドの2020年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確

実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月2日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。